

第四十九号議案

江戸川区子どもの権利条例

右の議案を提出する。

令和三年六月七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

## 江戸川区子どもの権利条例

子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

すべての子どもは、保護者や多くのおとなの愛情のもとで、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていくことができます。そのため、おとなは、お互いに力を合わせ、子ども自身で成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや意見をしっかりと受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支えていきます。

子どもは、さまざまな活動の場に参加し、感じたことや、考えたことを自由に伝え、発表することができ、一人ひとりの子どものおもいや意見が大切にされ、ともに、より良い社会をつ

くするため、子どももまた地域社会をつくる一員として、自ら学び、まわりの人と協力していくことが大切です。お互いの権利を大切にしあうまちは、すべての人にとつて夢や希望にあふれるまちになります。

江戸川区は、児童の権利に関する条約、ともに生きるまちをを目指す条例の考えをもとに、すべての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもにとつて最もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この条例を定めます。

(目的)

第一条 この条例は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの権利を大切に守っていくために、その基本となる考えをみんなで理解し、江戸川区のまち全体で子どもの健やかな育ちを支えていくことを目的とします。

(言葉の意味)

第二条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

- 一 「子ども」とは、区内に住んでいたり、区内で学んでいた、働いていた、活動をしたりしている人の中でまだ十八歳になつていない人をいいます。
- 二 「保護者」とは、親や、親に代わつて養育をすることがふさわしい人も含みます。
- 三 「区民」とは、区内に住んでいたり、区内で学んでいた、働いていた、活動をしたりしている人や団体、事業所をいいます。
- 四 「育ち学ぶ施設」とは、保育所や幼稚園、学校などの、子どもが育ち、学んだ、活動したりするために利用する施設をいいます。

(大切な権利)

第三条 子どもは、児童の権利に関する条約の考えにもとづき、生まれたときから権利を持つ人として、その権利が大切に守られます。

2 江戸川区、保護者や区民、育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが健やかに成長していくために、特に次の四つの権利を大切にしています。

一 子ども自身が、自分が大切にかけがえのない存在であることを実感でき、平和や安全が確保されるなかで、自分らしく成長できるよう支援を受けることができること。

二 子ども自身が、自由に意見を表すことができ、自分の思いや意見が受け止められ、年齢やころ、からだの発達に応じてしっかりと考えてもらうことができること。

三 子どもが、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。

四 子どもに関するすべての活動において、その子どもにとって最もよいことをしっかりと考えてもらうことができること。

三 子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。

#### (保護者の役割)

第四条 保護者は、子育てについて第一に責任があり、家庭が子どもの健やかな成長のためになくてはならない大切な場であることを自覚し、子どもが健やかに育つよう、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

二 保護者は、家庭で安心して子育てをし、子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

三 江戸川区は、保護者がその役割を理解し、安心して子育てをすることができ

るよう必要な支援を行います。

4 育ち学ぶ施設の関係者や区民は、保護者が家庭で安心して子育てができるようお互いに協力しながら支援するように努めます。

（区民の役割）

第5条 区民は、地域全体で子どもを育てていくことを理解し、子どもの健やかな育ちのために協力し、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

2 区民や江戸川区は、地域で子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに努めます。

3 区民は、地域の中で子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができるようになります。

4 江戸川区は、区民が子どもの権利を大切に守るための活動に対して必要な支援を行います。

（育ち学ぶ施設の関係者の役割）

第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長のために重要な役割を持つていることをしつかりと理解し、子どもが自分で考え、学

び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利が大切に守られるよ

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

3 育ち学ぶ施設の管理者は、保護者や区民に対して、育ち学ぶ施設の運営などの

情報提供を行い、お互いに協力しながら施設を運営するように努めます。

（江戸川区の役割）

第七 江戸川区は、子どもの権利を大切にし、子どもの意見をきき、子どもが

地域社会へ参加していくことができるよう支援していきます。

2 江戸川区は、子どもが安心して暮らすことができる環境をつくるとともに、

子どもの立場から考えたまちづくりを江戸川区のまち全体にわたって計画的に

行い、子どもの権利が大切に守られるように取り組みます。

3 江戸川区は、子どもの権利が大切に守られるための取組を進めていくための

計画をつくります。

（協力）

第八 江戸川区、保護者や区民、育ち学ぶ施設の関係者は、お互いに協力しな

がら子どもの育ちを支援します。

2 江戸川区は、国や他の地方公共団体（都道府県や区市町村をいいます。）な

どと協力して、子どもに関する政策を実施し、子どもの育ちを支援します。

（権利が守られない状態からの回復）

第九 江戸川区、保護者や区民、育ち学ぶ施設の関係者は、お互いに協力しな

がら差別や虐待、いじめなど、子どもの権利が守られていない状態について早

期に発見し、権利が守られていない状態からの回復のための支援に努めます。

2 江戸川区は、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、子どもが安心して育つ

ことができる体制を整えます。

（子どもの権利を広く伝え、知ってもらうこと）

第10条 江戸川区は、子どもの権利について、子どもや保護者、区民に理解して

もらうように努めます。

2 江戸川区は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などで、子どもが権利について学び、

自分と自分以外の人の権利を大切にしようことができるよう必要な支援を行い

ます。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか必要なことは、区長が別に定めます。

付則

この条例は、令和三年七月一日から施行します。

（説明）

全ての子どもが健やかに成長することができまわづくりを進めていくため、  
子どもの権利に関する基本的な事項を定める必要があるもので、本案を提出いたし  
ます。